

令和3年6月25日開催

新庄市農業委員会第13回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年6月）議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日（金）午前10時

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

1番	浅沼 玲子	2番	笹 行也
3番	清水 哲夫	4番	間 真一
5番	田宮 成彦	6番	丹 茂
7番	星川 豊	8番	五十嵐 成生
9番	佐藤 啓右	10番	齋藤 謙二
11番	指村 貞芳	12番	三原 康志
14番	森 良一	15番	星川 吉和
16番	下山 秀一	17番	星川 秀男
18番	佐藤 喜代志	19番	早坂 浩樹

4. 欠席した委員（1名）

13番 高山 光弥

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 45 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 46 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 47 号 農用地利用集積計画について
日程第 5 議案第 48 号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価(案)について
日程第 6 議案第 49 号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)
について

日程第 7 報告第 31 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8 報告第 32 号 農地等の現況に関する裁判所からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長 横山 浩 主 査 早坂 和弥
主 事 結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和3年度新庄市農業委員会第13回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いいたします。

○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は13番の高山光弥委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第13回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に17番星川秀男委員と19番早坂浩樹委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥さんと結城美緒さんをご指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第45号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご提案申し上げます。新庄地区1件、萩野地区1件、八向1件でございます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告お願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区1番につきまして、6月19日に調査確認いたしました。同一世帯で、使用貸借権の再設定であり、問題なしと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○6番

萩野地区1番。6月18日に調査確認いたしました。この土地は、長い間耕作放棄地となっているということで、譲渡人から相談を受けておりました。隣接地で耕作している譲受人が整地して山菜を栽培するということで売買になりました。対価の方は比較的便利のいい場所ということで妥当であると判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○5番

八向地区1番につきまして、6月20日に調査確認いたしました。この案件は、議案第47号農用地利用集積計画の関連でありまして、この1筆が農業振興地域外となってしまったため、農地法第3条の規定による賃借権新規申請となりました。事務局説明のとおりであり、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第45号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区3件、稲舟地区1件ございます。ご提案申し上げます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番について、6月18日に調査確認しました。譲受人の実家の近くに住宅を新築するという事です。この申請地の周辺が住宅地であるということで、特に問題がご

ございませんので宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区2番について、6月18日に調査確認しました。第11回総会の報告第26号で農業振興地域整備計画の変更を報告した案件です。今回は、転用の申請ということで、問題ございませんので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○14番

新庄地区3番について、調査確認を〇〇さんとは6月20日、△△さんとは6月18日、□□さんとは6月18日、日産プリンス山形販売株式会社とは6月21日に実施しました。転用の事由は記載のとおりで、問題ございませんので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○4番

稲舟地区1番について、6月11日に調査確認しました。この案件は、今年2月に貸人から打診がございましたので、農業委員会事務局、及び新庄土地改良区から下水処理、進入路など十分に精査していただいております。

改良区了承済、農業振興地域外、都市計画区域内でございます。問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第46号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第47号農用地利用集積計画について上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第47号農用地利用集積計画につきまして、八向地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました賃借権設定1件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第47号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第48号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを上程いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第48号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案書別冊に基づきご提案申し上げます。

（議案書を基に、提案内容を説明）

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第48号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第48号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については原案のとおり可決決定されましたので、（案）を削除願います。

○議長

次に、日程第6、議案第49号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第49号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、議案書別冊に基づきご提案申し上げます。

（議案書を基に、提案内容を説明）

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第49号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第49号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については原案のとおり可決決定されましたので、（案）を削除願います。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第7、報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区1件の合計6件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

（議案書を基に、報告内容を説明）

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第32号農地等の現況に関する裁判所からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第32号農地等の現況に関する裁判所からの照会についてにつきまして、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第32号農地等の現況に関する裁判所からの照会について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第32号農地等の現況に関する裁判所からの照会について、原案の通り可決承認されました。

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第13回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年6月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 星川 秀男

議事録署名委員 早坂 浩樹